

平成 26 年度第 1 回北広島市市民協働推進会議 会議概要

日 時	平成 26 年 5 月 23 日 (金) 午後 6 : 30 ~	
場 所	市役所本庁舎 2 階会議室	
出 席 者	委員 (5 名)	井関委員、大橋委員、加納委員、竹村委員、前田委員
	事 務 局	高橋企画財政部長、川口行政推進課長、杉山主査、宮村主任、高木主事
	傍 聴 者	なし
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱書の交付 3 市長あいさつ 4 委員、事務局の紹介 5 会長、副会長の選出 6 会長、副会長あいさつ 7 北広島市市民協働推進会議の運営について (資料 1) 8 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 26 年度公益活動事業補助金及び協働事業提案制度の追加募集について (資料 2) (2) 北広島市市民協働推進会議設置条例の改正について (資料 3) 9 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 公益活動事業補助金のプレゼンテーションと審査要領について (資料 4) 10 その他 11 閉会 	
配布資料	<p>【資料 1】北広島市市民協働推進会議の運営について</p> <p>【資料 2】平成 26 年度公益活動事業補助金及び協働事業提案制度応募の手引き</p> <p>【資料 3】北広島市市民協働推進会議設置条例</p> <p>【資料 4】北広島市公益活動事業補助金 H26 申請事業審査プログラム</p> <p>【資料 4-1】北広島市公益活動事業補助金交付要綱</p> <p>【資料 4-2】北広島市公益活動事業補助金交付事務要領</p> <p>【資料 4-3】北広島市公益活動事業補助金審査要領</p>	

1.開 会

事務局：定刻になりましたので、ただいまから平成 26 年度第 1 回市民協働推進会議を開催いたします。

2.委嘱書の交付

市長から各委員（井関薫子、大橋弘昌、加納明美、竹村画二、前田智加）に委嘱書の交付を行った。

3.市長あいさつ

市 長：おばんでございます。今日は、北広島市市民協働推進会議ということで、皆様方には大変夜分お疲れのところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。ただいま、委員としての委嘱書を交付させていただきました。委嘱に当たりまして快くお引き受けいただきましたことに心より感謝申し上げます。そして、日頃から市政の推進にあたりましてご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、北広島市のまちづくりにつきましても、10 力年の総合計画により進めております。今回は平成 23 年に多くの市民の皆さんの参加をいただきまして作成をしました第 5 次の長期総合計画に基づき、まちづくりを進めております。10 力年後のまちの目指す都市像を、「希望都市」、「交流都市」、そして「成長都市」という、この都市像に向かってまちづくりを進めているところであります。

しかしながら、少子高齢化、人口減少、また、環境、教育など、地域社会の課題が複雑、多様化しておりまして、従来の行政だけのまちづくりだけでは、なかなか十分なまちづくりを進めることができないというようなこともありまして、平成 20 年に「協働指針」を策定しまして、NPO、また、市民の持つ能力、資源を活かしまして、公益活動団体の力をお借りしましてまちづくりを進めているところであります。

皆様方には、これから協働事業提案制度、また、公益活動事業補助金、その他の協働事業に関しまして、評価をしていただき、また、改善等の提案をしていただくこととなりますので、大変なお手数をおかけいたしますけれども、よろしく願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。これからもひとつよろしく願いいたします。

4.委員、事務局の紹介

（各委員、事務局職員がそれぞれ自己紹介を行った。市長退席）

5.会長、副会長の選出

事務局：会議次第 5、会長・副会長の選出をお願いします。北広島市市民協働推進会議設置条例第 5 条第 1 項の規定は委員の互選により選出となっておりますが、委員の方からご提案はございますでしょうか。

D 委員：事務局案の提案をお願いします。

事務局：それでは、D 委員から「事務局案の提案を」とのことなので、委員の皆様よろしいでしょうか。

（全委員了承）

事務局：それでは、事務局案といたしまして、会長を大橋委員、副会長を井関委員にお願いしたいと思います。委員の皆さまの拍手を持って決したいと思います。よろしくお願いいたします。

（全委員拍手）

事務局：全員異議なしとのことでしたので、会長に大橋委員、副会長に井関委員が選出されました。

6. 会長、副会長あいさつ

事務局：それでは、会長・副会長から就任にあたり一言、ご挨拶をお願いします。

（大橋会長、井関副会長からそれぞれ挨拶が行われた。）

事務局：ありがとうございました。

ここで、本会議につきましては、北広島市市民協働推進会議設置条例第6条第3項の規定により出席委員が過半数を超えておりますので、会議が成立しますことを事務局より報告いたします。

次に、議事に入る前に事務局から2点ほどお願いがあります。

先ず1点目は会議の公開です。北広島市情報公開条例に基づいて基本的に、各種の会議については、公開するよう努めることとされております。

公開又は非公開の決定については、「附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関等の会長等が当該会議に諮って行うものとする。」とされておりますので、議事に入る前にお願いします。

2点目は会議録の作成と公表です。北広島市市民参加条例において、会議録を作成し公表するよう努めるものと規定されています。

会議録の署名につきましては、会議録の内容が正確であることを証明するものですから署名委員を議長が指名することとなっております。これも議事に入りましたら議長にご指名いただきたいと思います。会議録署名委員の仕事ですけれども、議事を録音して後日事務局の方で会議録を作成するので、その内容が正確であることを証明するためにサインをしてもらいます。

では、これより後の案件につきましては、北広島市市民協働推進会議設置条例第6条第2項の規定により、会長が推進会議の議長となると規定されていますので、大橋会長の進行でお願いしたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

7. 北広島市市民協働推進会議の運営について

会 長：先ず、会議に入る前に先ほどお話のありました、会議の公開と会議録の作成・公表の件ですが、本会議においても、条例に基づきまして、会議を公開し、会議録を作成・公表したいと考えますので、委員の皆さんの承諾を得たいと思います。いかがでしょうか。

（全委員了承）

会 長：全員ご承諾を得たということで、本日の会議は公開とし、会議録の作成・公表を行うことといたします。

次に、本日の会議録署名委員の指名を行います。今回は、加納委員にお願いしたいと思います。

います。加納委員、よろしく申し上げます。

それでは、次第に沿って会議を進めたいと思います。

会議次第 7、北広島市市民協働推進会議の運営について、事務局から説明願います。

(事務局から資料 1 により説明)

会 長：ただ今の事務局の説明にご意見ご質問等ありませんか。

C 委員：会議録で発言者を匿名にすると書いてありますが、これは例えば A、B、C とか。

事務局：その通りです。

8. 報告事項

会 長：それでは次の会議次第 8 に行きます。会議次第 8 報告事項、(1)平成 26 年度公益活動事業補助金及び協働事業提案制度の募集について、(2)北広島市市民協働推進会議設置条例の改正について、事務局から説明願います。

(事務局から資料 2、資料 3 により説明)

会 長：ただ今の事務局の説明にご意見ご質問等ありませんか。

(質疑意見なし)

9. 協議事項

会 長：会議次第 9 の協議事項、(1)公益活動事業補助金のプレゼンテーションと審査要領について、事務局から説明願います。

事務局：公益活動事業補助金のプレゼンテーションと審査要領について、「資料 4」と「資料 4-1～3」で説明しますのでご覧ください。また、本日お手元に、報告事項(1)で報告しましたように、「公益活動事業補助金交付申請書」一式の写しを配布しておりますので、あとで目を通していただきまして、プレゼンテーション当日ご持参ください。

さて、この公益活動事業補助金の決定に当たりましては、「資料 4-2」の「補助金交付事務要領」第 3 条第 1 項の規定のとおり申請団体による「公開プレゼンテーション」を開催し、第 2 項の規定のとおり協働推進会議が審査し、その結果を市長に答申するものとなっております。

先ずその「公開プレゼンテーション」について「資料 4」プログラムにより説明します。

6 月 8 日(日曜日)午前 9 時から、中央会館集会室で、「プログラム」のとおり開催したいのでよろしく願いいたします。(以下、日程を読む。)

続きまして、「申請事業プレゼンテーションの留意事項」について説明します。(以下、留意事項を読む。)

特に、申請団体の発表時間 15 分、委員の質疑時間は 15 分ですので、次に説明します「選考審査シート」の審査項目に着眼した質疑をしていただければと思います。

次に、プレゼンテーション終了後に委員の方に実施していただく「協働推進会議の審査」ですが、これは第 2 回市民協働推進会議となっております。

この会議は、先に「会議は原則として公開する」としましたが、情報公開条例第 20 条のただし書きに「当該会議の審議内容が許可、認可等の審査などに係るものであって、当該会議を公開することが適当でない認められるときは、この限りでない」の規定に該当しますので「非公開」とします。

また、資料 1「公益活動団体との協働指針」の 7 ページ中段、「第三者機関の役割」(3) 協働の当事者から独立したメンバーで構成することにより透明性、客観性を確保の観点から、今回の申請団体と関係のある委員がおられましたら、その審査から外れていただきますのでよろしくお願いします。

「公益活動事業補助金申請事業の審査」について説明しますので、「資料 4-3」の「公益活動事業補助金審査要領」をご覧ください。なお、この審査要領は「審査採点」について 25 年度に点数と文言を改正しております。

審査は審査項目に定める各項目について、別紙 1「選考審査シート」で行っていただきます。別紙 2「事業評価シート」は今回使いません。

各審査委員には、「選考審査シート」で審査項目ごとに 3 点～0 点の 4 段階の採点を行っていただき、その合計を採点合計点数とします。下段にあります「意見等」の記入もお願いします。

次に、記入が終わった審査員から事務局で「選考審査シート」を一旦預かって、各審査員の採点の合計点数を集計し、基準となる平均点を出しますのでご協力をお願いします。なお、各審査員の採点の合計点数を審査員人数分で除した点数が 28 点以上を基準としますが、昨年の「審査採点」の改正の会議の中で、「28 点未満でも協議して総合判定で復活する余地がある意味合いもある」と審議されておりますので、「選考審査シート」で協議をお願いしたいと思います。

事務局で「平均点」を出した後、発表団体順に全審査員で協議をしていただき、共通認識のもと総合判定していただきます。この過程で、補助基本額を査定されて補助金がかかる場合もあることを付け加えておきます。

そして、その結果を推進会議の結論として、市長に答申していただくということになります。以上が、当日の「審査」の流れになりますのでよろしくお願いします。

なお、この「申請事業プレゼンテーション留意事項」と「審査要領」につきましてはこの会議で了承を得ましたら、申請団体に通知しますのでよろしくお願いします。

会 長：ただ今の事務局の説明にご意見ご質問等ありませんか。

C 委員：選考審査シートというのは、プレゼンテーションが行われている間に記入してしまうということですか。審査に入ってからでもよいですか。

事務局：審査に入ってからでも構いません。

会 長：前は選考審査シートと似たようなシートがあって、プレゼンテーションを聞きながらメモしていったんですね。それを改めて、選考審査シートに清書するようにしていました。今回もそのようなメモを作ってください。

事務局：わかりました。用意しておきます。

それと補足なのですが、市の補助金はいろいろあるのですが、普通の補助金というのは、例えば自治会とか文化団体とかいろいろな団体に団体補助するとか。あるいは、

ある団体が発表会、展示会、イベントをするので、その2分の1くださいとこういう補助金なのです。けれども、この補助金は先ほどいろいろなNPOとか公益活動団体が市で活躍しているという話をしたのですが、先ずそういった団体が市を見渡して、例えば高齢の問題とか子育ての問題にこういった課題があるよという部分に着目して、私たちはこの団体においてこういった課題をこういった方法で補助金をもらって解決すると。そして将来的にこういった事業を継続していきたいという部分のプレゼンを皆さんの前でするのはですね。それで皆さんは資料にも詳しく書いてあるのですが、そのプレゼンを見て問題意識は何なのか、将来、事業は継続するのか、そういった部分を審査していただきたい。それがNPOとか公益活動団体が、行政だけではできない部分をカバーしてくれるという部分の育成に繋がるよといった意味でこういった補助金があるということです。

E委員：この補助金はスタートアップを助けるのとは違って、継続をサポートするということなのですか。例えば「ほっとまむ」さんは、今回だけではないですね。

事務局：「ほっとまむ」は歴史があります。子育てについては市の児童家庭課でかなり充実した部分をしているかと思いますが、「ほっとまむ」が事業をする段階で市が行っている「一時預かり」とかで、こういったサービスで不足しているという部分があるという意識があって、補助金をもらってそこに焦点を当てて私たちがやっていきたいというイメージで今回プレゼンされると思います。団体は事業を続けていますが、この補助金に関してはまた新しい視点で提案があったと思います。

E委員：わかりました。

会 長：先ほど事務局で言われたことを確認しますと、このプレゼンテーションはプログラムどおりにいくということ。会議の非公開。中立的な立場での評価。点数の付け方、前回の例では全員が点数を付けて、点数を評価した後に事業によっては簡単な事業と難しい事業のばらつきがあり、難しい事業は点が辛くなる。もう一度討議した中で点数を変える。見直しをする場合がありますよと理解すればよろしいですね。評価するのですが、点数が満たないものについても、出来れば、このように見直せば通るということで、もう1回団体の方にフィードバックしてまたチャンスを与える場があっても良いと思います。そういう点でバツサリ切り捨てる審査ではなくて、プレゼンテーションでは低い評価であっても、この辺を変えてもう一度チャレンジする機会を事務局でも期間時間を設けてもらいたいと思います。そうすれば評点を付けるときも、こうした方が良いよという前向きな意見も活発になると思います。よろしいですか。

事務局：はい。

E委員：プレゼンテーションから流れがあって、最後に事業評価するというプロセスなのですね。

事務局：事業が終わって翌年度に事業評価シートで評価をしてもらいます。

C委員：仮に、評価しないとになったらどうなりますか。補助金を返せとかではないですよね。そのようなところへは補助金は出さないということ。

事務局：事前に評価しているので、それに基づいてしてくれるということなので、ないです。

会 長：予算でみた活動の費用がかからなかったときは、精算で返してもらうことはある。

(他に質疑意見なし)

会 長：質疑がなければ、以上で終了し、採決に移りたいと思います。

協議事項、(1)公益活動事業補助金のプレゼンテーションと審査要領について、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

(全委員了承)

会 長：了承を得ましたので、(1)公益活動事業補助金のプレゼンテーションと審査要領について、原案のとおり議決いたします。

10. その他

会 長：会議次第 10 のその他ですが、事務局から委員の皆さまにお伝えすることはありますか。

事務局：6月8日(日)9時から前半はプレゼンテーション、後半は審査を行います。

この他に、行政推進課が行っている「行財政改革」の中に「市民協働」というテーマもありますので、どこかの段階で皆さんに議論いただきたいこと。以前から、指針や要綱の中で、「ことばの定義」に問題がある点について整合性を図りたいこと。2年前に国の法改正でNPOが寄附を受けやすい制度ができたので、北広島市もこの制度の導入を考えているのでお願いしたいということ。以上を今後の会議のテーマとしたいのでよろしくをお願いします。

11. 閉会

会 長：これもちまして、平成26年度第1回北広島市市民協働推進会議を閉会します。

皆様、本日は大変お疲れさまでした。

会議録署名委員
